

政治倫理の確立のための日田市長の資産等の公開 に関する条例施行規則の一部改正について(趣旨)

1. 目的・理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）の施行により、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度に改組されたことに伴い、所要の改正を行う必要があること。

2. 内容

所得等報告書（様式第3号）の申告分離課税対象所得において「株式等の事業・譲渡・雑所得」及び「上場株式等の配当所得」を「一般株式等の事業・譲渡・雑所得」「上場株式等の事業・譲渡・雑所得」及び「上場株式等の利子・配当所得」に改めること。（第5条関係）

3. 施行の期日

平成29年4月1日から施行すること。（附則関係）

4. 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当する上位法の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であるため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。